

～野焼き・ゴミの焼却について～

野焼きは、近くの建物に延焼したり、山火事の原因にもなりとても危険です。



野焼きの注意事項！

- ・ 空気が乾燥し、風が強いときは行わないでください
- ・ 事前に水バケツ等の消火用具を準備してください
- ・ 建物やビニールハウス等の近くでは行わないでください
- ・ 火をつけたら消火するまでその場を離れないでください
- ・ 野焼き後は、確実に消火するようにしてください

*野焼きは重罪です

野焼きは、煙や悪臭、灰などにより近隣のかたに大変な迷惑になるだけでなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反すると 5 年以下の懲役、または 1,000 万円以下の罰金が科せられます。

*野焼きの例外

- ・ 国、地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

《お問い合わせ先》

名寄市役所 市民部環境生活課 TEL:01654-3-2111

名寄消防署 TEL:01654-3-3319

風連出張所 TEL:01655-3-2119